

第3回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

1 会議名

第3回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

2 開催日時

平成30年1月22日（月）午後2時00分～午後4時17分

3 開催場所

北杜市明野総合支所 2階 大会議室

4 出席者（敬称略）

出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

埴喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

金丸哲也（金丸正幸代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

高尾康太（佐々木周代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

篠原充（学識経験者）

松本真由美（学識経験者）

欠席委員

進藤正文（市議会の議員）

坂本清彦（学識経験者）

佐藤長英（学識経験者）

事務局

中山和彦（生活環境部環境課長）

小澤章夫（産業観光部農政課長）

内藤肇（産業観光部林政課長）

植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）

有賀英敏（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）

末木陽一（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

千野裕介（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

鳥原弘達（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

会議録署名委員

志村清

井出一司

5 議事

太陽光発電設備（設置）に関する課題について

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

27名 報道関係者 5社

8 内容

1) 開会

2) 委員長あいさつ

3) 議事

4) 閉会

（事務局） 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。本日の司会進行は、まちづくり推進課の植松が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は佐藤委員、進藤委員より欠席のご連絡をいただいております。また、坂本副委員長については社でご不幸があり、間に合うようであれば出席したいのご連絡がありました。また、事業者については株式会社カナマルの金丸委員の代理として同社の金丸様、自然電力株式会社の佐々木委員の代理として同社の高尾様にご出席をいただいております。なお、会議は成立することをご報告いたします。

本委員会の公開については、北杜市審議会等の公開に関する要綱において原

則公開としております。また、非公開に該当する事項も含まれていないものと考えております。要綱において、あらかじめ公開・非公開の協議を行なうかは会議の開催通知においてご連絡申し上げましたが、ご意見等ございましたことを報告し、公開することを確認させていただきます。また、本日の委員会の開催について事前に公表を行なったところ、27名の傍聴希望者がありましたのでご報告いたします。傍聴人の皆様については傍聴要領を遵守されますようお願い申し上げます。また本日傍聴する報道関係者については、東洋経済新報社、山梨日日新聞社、山梨放送、八ヶ岳ジャーナル、NHKです。報道関係者からは写真撮影、録音、テレビ撮影の申し出がありましたのでこれを許可してよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(事務局) それでは報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障がないようお願い申し上げます。では、次第に従い進めて参りたいと思います。なお、本日の会議の予定はあらかじめ通知に記載しましたが、概ね2時間とさせていただきます。午後4時頃の終了予定ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それではただ今より、第3回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を開催いたします。次第により進めさせていただきます。まず委員長より挨拶をいただきます。篠原委員長お願いいたします。

(委員長) 改めましてこんにちは。今回の委員会は年明け早々ということでありまして、天候も非常に大荒れの中、また大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠に有難うございます。昨年と同様、本年もよろしくお願い申し上げます。昨年末に大変寒さが厳しい中でしたが、現地視察をすることができました。皆様にはご参加ご協力をいただいたわけですが、これによりまして、今後の委員会の議事運営に有効に活かされていくことを期待しているところでございます。本日はこのように大雪でございます。決められた時間内に収まりますよう皆様のご協力をお願いしまして、スムーズに議事進行をさせていただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局) 有難うございました。次に議事に入ります。議長については設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議長となるとしております。篠原委員長、議長として議事進行をお願いいたします。

(議長) それでは、議長を務めさせていただきます。改めましてスムーズな進行ができますようご協力をお願いいたします。

会議録についてですが、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定によりまして、会議の会議録を作成し公表することとなっています。会

議録には会議で指名する方の署名を2人以上必要としております。会議録の署名には志村委員と井出委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に移らせていただきます。議事については太陽光等発電設備設置についてと謳っております。昨年12月26日に実施した現地視察も踏まえまして、市内に住所を有する委員の方にご用意いただいた資料に基づいて進めていきたいと考えております。スクリーンを用意しております。写真等を映し、市民の委員からご説明をいただきます。その後、用意している資料についてご説明をいただき、その項目についてご議論していただきたいと考えております。よろしくお願いたします。時間は大体40～50分くらいになります。その後、資料についてまた説明が続いているかと思っております。なお、市民委員の説明においては係争中の件については言及しないこと。また、個々の物件について、非難、誹謗中傷等の言動、表現のないようくれぐれも注意をして行なってください。それではご用意をお願いします。

(委員) その前に、この前の視察の経緯を整理したのでそれを発表させていただきたいのですが。

(議長) 経緯というのは。

(委員) 経緯というのは実際の視察に至るまで色々なやりとりがありました。ご存知の方が委員の中にほとんどいらっしゃらないと思うので、その経緯を整理してみたので私ども市民委員の立場ですがお話をさせていただきたいです。時間が無駄にならないように整理してきたつもりなので。

(委員) 経緯といいますと、皆さん出席の中で色々話し合っ結果的に視察団で、皆承知していると思うんですね。それ以外にということですか。

(委員) それに至る経緯ですね。例えば、書類が十分なくて実際はただ体と耳だけで現場に行っている状態があったかと思うんですね。そういうことが何故起こったかということを知ってほしいです。いかがでしょうか。

(委員) 視察に当たって、どういう視察がいいかということで市民委員側と委員長、事務局とで議論したんですね。その色々な問題があって、そのことをまだご存じない方にもちゃんと聞いていただいた方がいいんじゃないかということで、委員から説明をしたいということです。

(委員) 私の記憶ですと、前回の会議の中で視察をしましょうと。それで基本的には正副委員長と事務局とが話し合っ決めましょうということになったんですが、それでは市民の皆さんの考えが入らないということで、(市民の)委員が代表として一緒に加わっ決めてくださいというところまで我々は理解しているのですが。そうではなかったのですか。

(委員) その後、視察に当たっどういうやり方がいいかということで色々噛み合わ

ない部分がありまして、その経緯はやはり知っていただく方がいいんじゃないかということで説明したいということです。

(委員) 先ほど委員もお話したように、市民委員からの代表ということで委員が選ばれたということでいいと思います。そういった形の中で正副委員長と事務局が話し合うということで、もし、それが筋とすると、(代表された)委員からのお話がないとおかしくないですか。

(委員) 私が代表してというのはちょっと違うのではないかと思うのですが。私が提案させていただいて、事務局と実際に回る場所はどこにしましょうかという物理的な打ち合わせをさせていただきますという話をしましたけれども、それ以外のことに関して、別に私が市民委員の代表でもないので、その話には違和感があります。

(委員) 我々としては、委員がよく知っているので市民の皆さんだったら代表として加わって場所を選定してくださいという理解でいて、そういうふうにしていただいて今回スムーズに視察したのかなと思っていたのですが、そうではなくて我々の知らないところで色々何かあったということですか。

(委員) そうのことですので、それをお話ししたいということです。

(委員) そうということになりますと、我々としてはそのようにしたのかなと思っていたのでそうではなくて、それがあある面、話の歯車が合わなくて色々あったということがあれば、これはこれから検討していく中で非常に重要なことでもありますし、是非それについて私は説明していただきたいです。

(議長) それではスクリーンの上映と説明の前に、ただ今委員より現地視察に至るまでの経緯の説明をいただきたいと思います。

(委員) 昨年11月20日の第2回の検討委員会の中で、その合意でもって12月上旬から、一番経験のある委員が事務局と委員長と調整をして最終的に12月26日に太陽光発電施設を視察に行ったところではありますが、そこに至る中でどういうことがあったかといいますと、11月末に会議があったわけですが、12月頃から折衝が委員と市、主に事務局だと思いますが、やられたとお聞きしております。最初13ヶ所、事務局に委員が提示した。そうしたらやはり13ヶ所も見て歩くのは時間がかかるし、非常に時間が無駄になるところがあるので絞ってくれということで、8ヶ所に絞りました。その時にももちろん、どこに行くべきかと色々リストを用意していったそうです。その中で事務局から言われたことが、事業者名をリストから消してくれと。あるいはその設備はどういう問題点があるというような形でリストを作ったわけですが、問題点を少し少なめにしてくれと言われたという事実があります。要するに、13ヶ所から8ヶ所に削る時にそういうことがありました。その8ヶ所の中に委員の所も入っていました。それも沢山の問題が1つの所

にある1つの例ということで提示したのですが、そこを事務局と話をしている中で係争中でもあるのでそこはやめてほしいということがありました。それで、一番経験の長い委員が、そこは重要な視察ポイントであるということのでかなり推していたのですが、それがお1人で事務局とやり取りする中では決着できるのは難しいということで、12月21日、実際の視察が行われた5日前に、私たち市民委員が7人全員揃って市民委員としてのミーティングもやっていなかった状態で集まりましたが、その判断をしなきゃいけないギリギリのところまで来たということで呼ばれてミーティングもしました。そこには事務局の方と委員長もいらっしゃいました。そういうことで開口一番、一番の問題点が委員の係争中の案件を見に行くことが問題であるので、そこを何とか控えていただきたい、除外していただきたいということで最終的に我々もその中でミーティングをして、抜かざるを得ないとして8ヶ所の中から委員の所を除いて7ヶ所に減らしたという経緯です。それから、12月21日に委員長も含めた事務局と市民委員の打ち合わせがあったわけですが、委員のお話をしている中で、事務局との折衝の時に委員がお作りになって、事業者名を消したリストを我々は見ているわけですけれども、そのリストを視察する委員に提示しない、できれば残す形にしたいということをお委員長と事務局が強く要請してきました。議論したけれども最終的には呑まざるを得なかった。そうしないと視察が実行できないと判断して、我々はその場でミーティングをしてやむを得ず委員の所には行かないことを承諾した。それからリストを持たないで行きましょうということで決まった。あともう一つ、12月21日のミーティングの中で委員長から市民委員に口頭の説明をしないでほしいということが出てきました。ということは、視察に行ったはいいけれどもリストも持たないでそこに行って、ただその場でただ見ている、傍観している状態。何が問題でそこに行っているのか分からずに、資料もなく口頭の説明もなく、どうなることなのか私はイメージができない。これだけは私たちは強く拒否しまして、最終的に事務局と委員長に呑んでいただいて、口頭説明を現場で委員にやっていただき、実際の視察の状態が出来上がった。3つくらい条件がありましたが2つは我々が呑んで、1つだけはせめて口頭の説明だけはしないと、行って何を見ているのかわからないという状況が想像できましたので、あえて私たちは説明しました。そういう事実があり、それをお話したかったということです。整理すると、委員2名の欠席があり、7ヶ所視察と言っていましたけれども途中時間が余ったので、1ヶ所プラスして実行した。3台の車に分かれて、1号車は市民委員7人と事務局の方、2台目は市議会議員の方々、3台目は正副委員長含めた4名の学識経験者の方と事業者の方、ずっと工程全部の間はその状態で、これ

は事実であり、このような経過があったため、そのような状態になったのではないかと、バスのことは事務局が決めたと思うので結果的にはあまり意見交換してほしくないだろうなと私どもは理解しましたけれども、私どもの計画と経緯というのを説明しました。以上です。

(委員) 私たちは皆さんそれぞれの立場で現場を見ているから、ある程度は理解していると思います。今回については少なくとも事務局と委員長が主体となって場所を設定するとかいつ視察を行うか決める中で、委員が色々な事情に詳しいから入っていただきたいということがありましたので、そういう中で、本来は事務局が説明するところを委員に説明していただいたのかなと理解しています。多少はそんな形であっても、結果的には我々もあれがすべてであったわけではありませんけれども、視察をして共通の場所を見たということが良かったのかなと思っております。しかしながら、北杜市には相当の件数がある中でそのうちの8ヶ所ですからほんの一部なんですね。そこで、今回委員の所が非常に何か重要であると今ご発言されておりましたが、私はたまたま小淵沢におりますので、委員の所は承知しております。そういう中で、現在1,500ヶ所設置されている中で、委員の所が特に何か問題があるのか、あるならそこは行ってもよかったのですが、今回係争中であるということがこれは確かに他と違いますけれども、あくまでこれは個人が係争してという話であって、他と比べて何か設置状況が特に悪いとか何かあるのですか。どうしてもそこに行きたかったという発言がありましたので。

(委員) 確かに北杜市1,500ヶ所ありますので、色々な側面がございます。ただ、私が視察の場所の中に入れたということは、特に生活環境に対する影響で、色々なことがあります。自然環境の問題だとか土砂災害だとか、そういういろいろな問題をなるべく全体的に網羅したいということで、その中で生活環境に対する影響が一番大きいだろうということで選びました。個別のことに関して議論する気はまったくないので、あくまでも例として、特に裁判をしているからという特別なことではなくてああいった設備の仕方というのは現在の制度上ではどこにでもできるという例として、設置の仕方等やそして環境に対する配慮という点ではすべてが揃っている例であったので、見ていただくのが一番早いだろうなということで選びました。

(委員) 私は見ても見なくてもよかったという感覚でいるのですが、時間的な問題もありますので、基本的には我々もこの会議を一步一步前に進めていきたいと。そういう中で進めてきて、まずじゃあ現場を見て共通の認識を持ちましょうという感じで我々も26日にあえて視察をしたというわけですね。今お話を聞きますと、何となくその現場の視察に欠陥があったというか、問題があったように受け取れたのですがそういうことでしょうか。

(委員) 例えば車に乗ってどこに行くのかもわからないと、そこに何があるのかあらかじめ分からずに行くことで、あるいは、例えば勉強するにも予習・復習をしてやっと身になっていくわけですね。そこに連れて行かれるだけで、最悪の場合は説明もなしでということがあり得たかも知れないような状況だったということが、私はそこが実際には一生懸命説明することができる状況になりましたけれども、そのことが問題で欠陥と申し上げているのはそこだと思います。少なくともAという箇所がこういうことがあるから問題だという考え方をしているわけですが、だから行くのだという理由がわからないまま行っても感じるだけということを考えていたということです。私は現場の問題をお互いに理解しようという状況ではないなということで、私たちは異常さを感じました。

【大友委員入室】

(委員) 少なくとも限られた時間ですから、すべてを理解するのは難しいと思います。あれはきっかけであって、あとはそれ以前、それ以降についても各委員が自分の行動の中で自分の必要性においてお伺いすればいいと考えると、私は個人的にはあの視察は良かったなと思います。委員に説明をしていただきましたし、我々も質問をさせていただいてより深く分かったと思っております。ですから、バスにたまたま議員がまともに乗ったとか、議員だって見れば太陽光については色々な思いがあるわけですね。ですから、いずれにしろ1台のバスだけではありませんから、分けて乗ったということをそれまで疑ったらちょっと行きすぎじゃないかなと思っております。ですから、それを考えてもあの視察は結果的に良かったと私は理解していますが、色々事前にあったとしても結果としては良かったと、一歩前進踏み出したと捉えてよろしいでしょうか。

(委員) 視察の評価はこちらに置いて、今委員がお話された中でちょっと驚いたのですが、例えば簡単に言うと3つの条件を示して、それについて委員の皆さんが同意できない点があったと、そういうやり取りがあった。委員長が出ている話し合いですよね。それが市民委員の皆さんと事務局と委員長だけで、結果的に委員を代表に任せたことは確かです。ただそれだけのやり取りが市民委員の皆さんとあった中で、委員会の他でそれだけの議論がされたところに私たちが加えられなかったということについては、今改めて残念だなと思えました。今日は議事録に残ります。そのやり取りの中で3つの条件を出され、これは駄目ですという話がされたはずですが、それを私たちが聳げ敷敷と言うと失礼ですがけれども、学識の皆さんも議員も事業者もいないところでそういうやり取りがあって、その当日を迎えたという点では、ちょっと全体の進め方について事務局に責任があるのか委員長に責任があるのか分かりませんが、

私は驚きました。それだけの議論がされた時に、他の委員がいないところで決められて私たちはバスに乗り、委員が熱心に説明されたから私は意義ある視察だったと思っていますけれども、途中でそういう話し合いがあったことを私は知らないまま、委員の今の発言をお聞きしたから私も発言したのですが、別のところでそれだけの議論がされたという報告が冒頭にないということについて私は一言言っておきたいと思います。

(議長) 今言われた会議には名称はございませんが、この行なわれた件については事務局から説明できますか。

(事務局) 議事録については、本日封筒の中に最終のものを入れさせていただいております。今回の資料というわけではございませんので、ご了承いただきたいと思います。

まず、3つお話があったかと思います。「係争案件について」、「ルートの提示はしない」、「説明はしない」というところがございます。まず「係争案件について」は、この検討委員会に行政が事務局として携わらせていただいております。その中で、議会等でも答弁させていただいておりますが、係争中の案件については中立の立場を堅持するというので、これについて我々は関与したくないというところがございます。ということで今回、視察のルートからは控えていただきたいというお願いをしました。

それから、「ルートの提示はしない」というところがございます。確かに、今回検討委員会の皆様にそれぞれ別の立場で様々な思いでこの会議に臨まれていると思います。しかしながら、問題あり、課題ありとする中で違法な施設を視察するというような解釈を受ける可能性がございます。これを前提に視察を実施するということではございません。それを実施したということがいずれオープンになるかと思えます。オープンになった時に、その視察を受けた事業者についてはどのようなお考えを抱くかについては、我々推し量ることが難しいということ。先ほど申しましたとおり、違法な設備を視察するという前提ではないということで、不当な扱いに該当するおそれがあるということで、このような説明をさせていただいております。

また、「説明はしない」というところがございますが、まずもって、これは認識の部分で打ち合わせができたということでよかったのかなと思いますけれども、まず事務方としましては各委員の皆様が先入観を持たずそのまま見ていただく、その場でどのようにお感じになるのかということをまず第一に考えさせていただいたところです。しかしながら、市民の委員の皆様とはなかなか調整が難しいということで、実際には現地視察が意義のあるものであったというような委員さんからもご意見があったと思います。このような考えで事務方としては市民委員の皆様とお話をさせていただいたところで

ございます。以上です。

(議長) 有難うございました。そのような経緯があって私も出席してほしいということをお願いされたので出席をいたしました。不愉快に思われた部分もあったかと思いますが、そのような状況です。

(委員) 先ほどの中で色々な考え方があるのですけれども、それで先ほどの話を伺った時に、我々がその会議の打ち合わせに入れなかったと委員がおっしゃったわけですが、私は前回の会議の時に市民委員の代表として委員、正副委員長、事務局の中で決めていただきたいと、お任せをしているということなんです。それを色々あったからこの会議で持ち出すとなると、何の会議でも同じですから、やはり認めてやったものは認めて、そういう格好の中で会議を進めたいなとそのように思っております。委員とは反対のような話になってしまいますが、そのような気持ちです。

(委員) 率直な感想で、そういう大事なやり取りが委員会の中でやられた場合は委員長の判断、事務局の判断でそれぞれ委員を呼んで、その中身、視察のやり方について今議論が始まっているから委員の皆さん全体で決めてほしいと。そういう判断をしてほしかったなど。あれはまったく駄目だったとか意味がなかったとかということをしているのではなくて、その経過を委員会全体のものにしておかないとそれだけのやり取りがあった、8ヶ所を7ヶ所にするに揉めたくらいなら結構ですけれども、市から条件が3つ出てそれについて議論がされたということは大事なことです。それが委員会全体のもの、しかも、さっき議事録が配られましたが前回の2回目の議事録です。その時の議事録が残っているはずもないし、やり取りは知る術もないということは非常に残念ですという感想を言っただけで、それをどうこう否定するというを言っているわけではないです。

(委員) 特に申し上げたいことは、3つの問題について議論して市民委員としては最終的な説明の部分はどうしても譲れないということでそこはかなり頑張ったのですが、なかなか事務局と委員長からはそれは譲れないということで、それで最終的ないきさつを申し上げますと、「もしその説明ができないのであれば市民側としては視察は出席しないということで考えてください。」ということで、それだけ強いことを申し上げてやっと譲っていただいた。ですから私が申し上げたいのは、少し事務局や委員長が強権的じゃないかと思うんですよ。そういうことがないようにしていただくという意味でそういう経緯をこの場でご披露したと。私はそういう、なんとというか強権的な格好でおやりになることについては注意していただきたいと思います。以上です。

(委員) 一つだけちょっと先ほどの内容に関して、委員のことで誤解があるのですけれども、視察場所の資料の中から問題点を少なくしてくれという話をされた

と思うのですが、それは特にございません。ちょっと別の話とミックスされているのかなと思います。そこだけ訂正させていただきます。今回のお話は、多分ここでそのことを議論するというのではなくて、皆様のご存じない中でこういうことがありましたという報告をここですということだと思っておりますよね。ですから、ここでそれが良かったとか悪かったとかどうだったかという話を議論するのではなく次に進む。先ほど委員がおっしゃったように、皆様のご存じなかったということでそれを報告させていただいたということだと思います。

(議長) よろしいですか。検討委員会も始まったばかりで、今色々な皆様から異論があったように感じられたかと思いますが、今後は皆様からいただいた意見を反映いたしまして、支障がないように進行させていただきたいというつもりでございますのでよろしくお願いいたします。

時間も大分迫っています。本題に移らせていただいでよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(議長) それでは市民委員の皆様、準備をよろしくお願いいたします。

(委員) 先ほど議長から、スライドを見てそれから資料のお話をということでしたが、この資料の説明をしながらそれに該当するスライドを見ていただいて、その方が分かりやすいかなということで、同時に進めさせていただきます。それでは時間も少ないようなので、ちょっと時間がかかりますけれどもできるだけ手際よくさせていただきたいと思います。先ほど視察の時の話がありましたが、このお配りした資料、そして今から見ていただくパワーポイントの資料は、すべて事務局の方の判断や関与は一切ございません。多分今までの審議会等は、事務局が資料を配られるのでそういった誤解のないように、これはすべて私たち市民委員7名の合意の下に、私たちが作成したものです。内容については市の判断等はございませんので、この写真は何で選んだんだとか、そういう話は市にいただいても困りますので全部私たちの責任でさせていただきます。

(委員) まず資料をご覧いただいて、地域との合意形成、これが地域の市民の方にとっては大きな問題なんですけれども、この最初のところを見ていただきますと、まず左のコラムにあるのは、市民が問題点に感じていることを項目ごとに分けてリストアップさせていただいています。そして右側を見ていただくと、これに対応する北杜市の要綱、景観条例、山梨県のガイドライン、経済産業省の事業計画策定ガイドラインではどのような記載になっているかということが照らし合わせられるようになっていきますので、一緒にご覧いただければと思います。一番大きな問題は、事業計画が事前に影響のある住民の方に知られることがほとんどない。これは私も経験したことですし、色々な

住民の方からもお話を伺います。特に県のガイドラインを見ていただきますと、計画段階での住民との合意形成となっています。ですから、非常に早い段階で住民と合意形成しましょうということが求められています。そして、経済産業省のガイドラインを見ても、初期の段階でコミュニケーションをというふうになっていますが、実際、計画段階での地域への周知というのは、私の知っている限りではまったくございません。実際には設置の直前、下手すると、伐採や電柱の工事が始まったということで住民の方が慌てて事業者を探し出して説明を求める、これが大半だと思います。あと、市の要綱では「地区住民等に対して事業内容の周知に努めること」とございます。これ自体も守られていない業者が沢山あります。ただ、「地区住民等」となっている中身なんですけれども、北杜市の場合は「事業区域に隣接する土地及び家屋の所有者もしくは居住者」と「行政区長」となっております。これに従って説明をされているケースもございます。ただ、北杜市の事情を考えていただくと分かると思いますが、太陽光を設置するという場所は空き地が多いです。ですから、隣接がなくてもその一軒向こうが影響を受ける。そういったことが沢山あるんです。それを画面で見させていただきますと、これは最近あった案件なんですけれども、ブルーの所に太陽光の計画ができました。そしてそのすぐ下の南側に一軒別荘があるんですね。その方には説明がありました。黄色の枠で囲ってある部分の方たちは定住で、365日いらっしゃるわけです。ただ、その方たちは隣接ではないです。そしてこの方たちはほとんどこの地域の行政区に入っていないんです。左側の黄色い枠の所がほぼペンションなんですけれども、観光に携わっている方が多い場所です。ただ、この方たちにはまったく説明がありませんでした。それで、実際にパネルが運び込まれて慌てて事業者を呼んで説明会を求めた。最初は説明会をしないという話もあったんですけれども、住民の強い要請によって説明会が行なわれたということです。

次の事例は、小淵沢の方の高速の下を抜けた所です。ここに関しては見えにくいんですけれども、黄色の枠の方たちは説明を受けられませんでした。この2軒は隣接ということで説明があったということです。ただ、その向こう側の家は道路を挟んでいますし隣接ではないということで一切の説明は受けられなかったですし、その時に事業者からは、あなたたちは権利がありませんと言われたということを経験した。実際、太陽光の場合これだけ大きな施設です。ですから周辺に対する影響が非常に大きいわけです。それは隣接だけという問題も私はあると思います。そして、この方たちも半分以上が別荘なんです。別荘と定住の方、この方たちも行政区には加入されていない。ですから、実際太陽光が設置される場所に行政区に加入されて

いない方が非常に多かったり、別荘が多かったり、間に空き地があったり、そういう事情が残念ながら反映されてないのかなと思います。あと、説明の仕方なんですけれども、ほとんどの事業者は個別に説明したがるんですね。実際どうでしょう皆さん、家でくつろいでテレビを観ている時に、ピンポンと鳴って、突然取り付けますと言われて、そこで本当に適切な対応ができるでしょうか。皆さん一般の方にそういった知識もなかなかないですし、急に來られて取り付けますと言われて、はあ？と、分からないうちに帰って行って、その事業者はもう説明して理解は得たと話をするケースが沢山あります。ですから、多くの方は周辺住民の方を一堂に会して説明会ということをやったり求められるんですね。残念ながら、形式として説明会を下さいということとは要綱上には書かれていないんです。

次に、立地場所の選定ということになります。その中で、この表を見ていただきますと、北杜市の指導要綱に立地場所はどうかと書かれていないんですが、県のガイドラインを見ていただくと非常に細かく書かれています。避けるべきエリア、慎重な検討を要するエリア、実際、私もガイドラインができた時に見せていただいて、これだったらほとんどの場所ではできないだろうというふうに思ったわけですが、実際のところそんなことはなかったと、逆に避けるべきエリアと慎重な検討を要するエリアにしか設置されていないのかなと感じます。

次に今大泉で大問題になっている、一番最後に視察していただいた、ちょうど国定公園に接する八ヶ岳高原ラインのすぐ下の場所です。これは県のガイドライン上では立地を避けるべきエリアです。これは砂防堰堤の真上です。皆さん見ていただいてよく分かったと思いますけれども、砂防堰堤の真上に78kWの太陽光パネルが設置されています。これはある意味違法行為の結果なんですけれども、昨年12月に砂防指定地内ですから、これは県の許可が必要です。ただその県の許可を受けずに違法伐採の結果、このパネルが設置されました。ただ、法的に難しいところですが、県の砂防指定地管理条例施行規則の中に、「2m以下の掘削に関しては軽易な行為なので、許可が必要でない」とあります。砂防指定地管理条例施行規則というのは平成15年の法律です。ですから、その時には太陽光というのはまったく想定されていないと思います。例えば何か杭を打つとか、そういうことで2m以下の掘削は軽易な行為というふうになっているんじゃないかと私は推測しますが、違法伐採の結果、木がなくなったからその軽易な行為ができるんですけれども、軽易な行為なので事業者としては撤去はしないということでそのまま設置されております。これは私も県の方に確認しましたが、県のエネルギー政策課の方は撤去するようにと、自分たちも指導しているとおっしゃ

いましたが、ここは撤去されていません。なおかつ、今設置してあるパネルの向こう側、そこにこの間の認定情報の公開の結果、さらにもう一つの太陽光の計画が分かりました。ですから、昨年の違法伐採の結果また今度も軽易な行為として太陽光パネルの設置が計画されています。そしてさらに、この土地の辺りにも沢山の計画があるということが認定情報の公開で分かりました。ここが砂防堰堤でこの上に2ヶ所。2ヶ所というのは1ヶ所が既に設置されたもの、もう1ヶ所が計画があるもの。そして、オレンジ色の部分が土砂災害特別警戒区域、黄色が土砂災害警戒区域、ここに小海線があって、ここが大湧水になっています。土砂災害警戒区域というのは、ずっと断続的にレインボーラインくらいまで繋がっています。土砂災害警戒区域にほぼ沿うような形で、1ヶ所だけは設置されていますが、もう1ヶ所、さらにここに4ヶ所、ここに11ヶ所、その下に11ヶ所、その横には1つのメガソーラー。全部で29の計画があることが分かりました。それをさらに細かく見たのがこれなんですけれども、ここに砂防堰堤があって、砂防指定地内に、先ほど見た4基と11基、そしてさらにここに11基、ここにメガソーラー、こういう計画があります。色が分かっているのは、3つの事業者がいます。このブルーの事業者は同じです。緑の事業者も1つの事業者です。それと別に黄色の事業者がいます。ただ、非常に上手く分割案件とみなされないように隣接する所に別の事業者を入れているようにしか感じられない。これは推測ですけれども、非常に巧妙かなと思っています。さらにこれがこういう不思議な土地の配置をするだろうかというところで考えると、その間も今後計画が出てくるのではないかと。今までに認定情報が3回発表されています。その間にどんどん増えています。最初はここまでありませんでした。発表される度に増えています。ですから、私たち住民としてはどこまで増えるかというのが分からない。これが非常に不安です。なおかつ、さっき見ていただいたように、こういった土砂災害特別警戒区域に非常に接しているところで、一番上は標高1,320mです。ですから、そんな場所に本当に太陽光を設置していいのだろうかという思いがあります。

(委員) ちょっといいですか。あと1時間くらいしか時間がないので今日どういうタイムスケジュールでいき、どこまでやるのですか。

(議長) 説明をしながら資料とスクリーンで4、50分かかります。その後また少し説明があります。どうぞ続けてください。

(委員) これは、2年ほど前に土砂災害で土砂が下の畑に流れ込んだという事例があります。これは新聞でも見られていると思いますけれども、やはり傾斜地に設置をするとそういったことが起こりうるということです。

こちらは長坂駅のすぐ近くなんですけれども、これは私が工事の過程で撮っ

た写真です。これは全部使用済みのドラム缶を架台として使用されています。写真で見ると意外と傾斜を感じないんですけども、実際見ていただいで分かったと思うんですがかなり傾斜が急です。その下の方、上の方、非常に土砂災害の危険を心配されていらっしゃるかもしれません。これがパネルが乗った状態です。ここもフェンスもなければ表示もない。誰がやっているのか一般の方にはまったく分からない状態です。住宅地にこういった危険箇所だけではなくて、一番住まれている方が問題に感じるのが、住宅の真ん前に接して建てられてしまう。この場所はやはり移住者、別荘の方が多場所です。それでもこれは全体の高さが1.4mです。ですから、高さが低いのがまだましなんですけれども、そんなに高い設備ではないので、ただ非常に住宅に迫っているんで住んでいる方としては、景観が良くてここに来たのということはおっしゃっています。

これは前回見ていただきました、天気が悪かったので随分景色が違おうと思うんですけども、泉ラインからちょっと下りた大きな別荘地の真ん中に太陽光が設置されています。これも分割案件で、北杜市ではほとんどの場合分割なんですけれども、これは全部で9件の分割案件で、440kwくらいです。やはり別荘地ということで、皆さん非常に問題を感じていらっしゃいます。真ん中にこげ茶色の屋根があります。前は向こう側まで回りませんでしたけれども、そのお宅側から見ると、南側と西側が全部太陽光です。特に南側のかかなりの距離を太陽光が占めているので、太陽光に囲まれたというイメージになります。

さらに、表を見ていただくと、観光上の重要な場所にも関係なく設置されています。これは桜並木です。この桜並木の所に行くと、前にずらっと太陽光パネルがある。ここはきれいに植栽をすれば隠せると思うんですけども何もしていない。一切の植栽もなくパネルが丸出しになっています。これは同じ場所ですけども、裏側から見るとこんな感じです。特に太陽光の場合、足場のような架台が丸出しになるので、裏から見るとまたそれなりに汚いんですよね。こういう状態になっています。特に、立地場所の選定というのは事業者の方が計画を立てる時に一番考えていただきたい部分なんですけど、実際の設置を見てみると、とても配慮があるとは感じられない。ほとんどと言っていいと思います。

次のページに移らせていただいて、自然環境の保全ということで特に森林伐採のことがあります。北杜市の場合76%が森林ですので、太陽光というのはほぼ森林伐採を伴って行なわれているというふうに見えていいと思います。平成22年に、FIT法ができる前に環境省が太陽光導入のポテンシャル調査ということを行なって、調査報告を発表しています。その時に、元々は国

としては公共の建物や個人住宅の屋根、そして地面といっても荒廃して再生不可能な耕作放棄地、そういう所しか考えられていなかったんですね。その導入ポテンシャルでいうと、山梨県は関東の中で一番低かったんですよ。建物が少ないので当然です。ただ実際蓋を開けてみると、森林をほとんど伐採して太陽光が設置されている。これを今までの導入容量、どれだけ導入されたか計算してみました。北杜市での10kW以上の導入容量は、105,602kW。それに対して、10kW以上でも屋根に設置されているものがあるんですけども、それがわずか1%でした。これは設置届出台帳から計算しました。そうすると、これは地理的な状況によって随分変わりますけれども、導入容量を1kW当たり約15㎡ということで計算させていただくと、既に導入されたもので156.8ha。今未稼働のものがすべて設置されてしまうと、合計で438.3ha。よく言われる東京ドーム100個分の森林が失われる可能性があるということです。森林の自然環境の保全というところを見ていただきますと、これは常識なのであえて説明する必要もないとは思いますが、太陽光の設置をするに当たって、住宅などとは違って木がほとんど残らないんですね。まず皆伐をしてしまうので、土砂災害の危険が増加する。そして、森林がなくなることによって保水力がなくなり、水害の危険が増える。そして周辺の気温が上昇する。木がなくなるから当然のことですけれども、森林が失われることによって、生態系、希少動物への影響がある。そういった問題があります。これらは今日明日どうなるということではないんですけども、森林ができるのに100年かかるわけです。ですから、一度失われてしまうと今皆さんここにいらっしゃる方は一人も再生した状態を見ることができません。そういうことを是非考えていただきたい。そして、森林が失われて太陽光ができることによって、当然周囲の景観が変わります。

次に、景観の保全というのはどちらかというと住んでいる方だけではなくて、地域としての景観です。もう一度北杜市の状況をよく考えていただきたいんですけども、ここは工業地帯でもありません。都会でもありません。この一番の価値は何でしょうか。国立公園が2つもあって国定公園があって、その環境を皆貴重に大切に思って地元の方も住んでおられるでしょうし、移り住まれる方、観光の方、それを一番の価値と思われるのではないのでしょうか。それが残念ながら今、太陽光によって失われている。それを、住んでいる方も非常に懸念されています。

これは非常に有名な電柱が林立している場所です。何でここまで林立しているかということ、低圧の分割案件だからです。ここはほぼ1メガワットクラスなんですけれども、22本細かい電柱が建っています。ですから逆に言えば、

これが本当のメガソーラーであればこんなには必要ないと思うんですけども、北杜市の場合、ほぼ98%は低圧です。ですからこういった光景が非常に多く見られます。

これも視察していただいた県道沿いの太陽光パネルですが、ここは角度が45°と、市内で一番立っているような状態の太陽光で、一番上の高さを考えると多分4m弱くらいあると思います。ただ、ここは何故か1月に入ってから角度を45°から20°にする工事を始めています。結果的に景観的には大変ありがたいことなんですけれども、このやる目的というのは別に景観に配慮したからでも何でもありません。自分たちの発電効率が悪いからです。いつ見ても下の2枚のパネルが日陰になっています。それで発電効率が悪いということで今工事を行なっています。

あとこのような、設備があまりにも丸出しでどこからでも見える状態です。指導要綱では「植栽による遮蔽を行なうこと」となっていますが、私たちは2015年に136ヶ所調べました。その中で、植栽をしているのは3ヶ所しかありませんでした。今は大分増えています。ただ、それでもほとんどがありません。この施設は工事中の写真なんですけれども、今はパネルが乗っていますがフェンスもなければ植栽もありません。周辺への配慮があるとはとても思えないです。

これは白井沢の交差点の所ですけども、これは工事中の写真ではありません。これは恒久的なフェンスです。これで景観に配慮があるでしょうか。この架台については先ほどの駅前の案件と同じように、中古の使い終わったドラム缶を使用しています。近くで見ると、パインアップルジュースとかオレンジジュースとかそういったドラム缶です。

こちらは先ほどの向かい側にある案件ですね。こちらはほぼ道路側ギリギリです。指導要綱でも「できるだけ後退」、景観条例でも「できる限り後退」ということがありますが、まったくほぼないと言っていいです。この場合は、誹謗中傷するつもりはないんですが、事実だけを申し上げます。ここは設置届も出していません。テレビでも何回もここは酷いんじゃないかということでも出ましたけれども、未だに設置届すら出ていません。フェンスも道路側はあるんですけども、東側にはまったくないです。フェンスに関して、今年の3月31日までにはフェンスを付けることは経産省の事業計画策定ガイドラインにおいて義務化されました。ですが、フェンスというのは一般の人が設備に触ることができないようにということですけども、高さもこういう状態で、フェンスが迫っていますので誰でも触れる状態です。

あと、残地森林や緑地のある施設はほとんど見られないということなんです。指導要綱においては「できるだけ既存樹木を残すこと」ということがあ

ります。もちろん全部ではないですけども、実際に設置されているのは既存樹木を残すどころか、隣の住宅の木を切ってくれとそういう話は沢山あります。お宅の木が倒れたら補償してくれるのかと言われて、すごく大事にしていた古い桜の木を切ったとか、そういう話も聞いています。ですから本来は景観に配慮して自分の事業地に残してほしいんですが、それどころか隣の木を切っている。そういう本末転倒なことが行われています。

先ほど言った、非常に工事現場のような見苦しい、見苦しいと言うのは人それぞれ感覚が違うのかもしれませんが、そういった設備が多いということで、敷地ギリギリにこういった単管パイプの足場が見える。これは多くの皆様は美しいとは思わないと思います。

こちらフェンスということにはなっているのですが、フェンス代わりに単管パイプを、特に太陽光の皆さんは単管パイプが大好きなので、私から見るとすべてが足場に見えます。ですから、これが景観に配慮しているのかということを考えてしまいます。

これは角度が非常に高くて圧迫感があるという例です。

確かにこちらは角度がないんですけども、植栽も一切ないですし、パネルが本当に露出した形で、大変無機質な冷たいイメージで、これが北杜市の景観に調和するんだろうかと思えます。

あとは植栽をした場合、確かに植栽はしているんですけども本当に可愛い小さい植栽、やはり皆さんコストが大事なんですね。ですから、大変小さいものを設置される方が多いです。そうすると、北杜市の非常に恵まれた天候の中で雑草の勢いがものすごく、夏場になると雑草に埋もれてしまってなかなか育たないんですね。ですから本来はこの指導要綱をきちっと見たならば、最初から遮蔽するべきではないかと感じるんですけども、そうなっている施設はほとんどないです。あとは雑草の管理なんですけど、一番の問題は工場とかとは違ってそこに人がいないということです。設置してしまったら人はいなくなるんです。そうすると、毎日見ているわけではない、働く人が来るわけではないので、十分な雑草の管理がされない施設が多いです。そういう点では、非常に景観的にはよくない。ここの施設は全体の中では非常に良質な事業者なんですけども、それでも夏になるとここまで草が繁茂してしまって、住民の方から言わない限りなかなか適切な維持管理はされていません。

それから次に、今は地域としての景観ということをお話したんですけども、あとは生活環境としての保全。住民にとって太陽光というのはどんな問題が起きているかということをお話させていただきます。反射光は全国で問題になっているので説明の必要はないかと思えます。それから気温上昇。こ

これは先ほど言った、森林がなくなることによる気温上昇ではなくて、太陽光パネルを置くことによる気温上昇です。皆さん住んでいる方に聞きますと、太陽光パネルが設置されたことによって夜が暑くて眠れないから、エアコンを設置した。この地球温暖化の温暖化防止のために設置した太陽光によって、皆さんが一生懸命エアコンを設置しているわけです。それは非常に本末転倒ではないかというふうに感じます。ただ、なかなか過去の気温を記録していらっしゃる方もいませんし、毎年天候は変わりますので、実際どれだけ上がったかということを実証することはなかなか難しいんですが、最近ネットで見ますと、海外の色々な記事には太陽光による環境問題ということが随分出てきます。そしてこれは、2016年の10月にイギリスの科学雑誌のNatureに発表されたレポートです。これは簡単に言えば、太陽光パネルによるヒートアイランド現象ということです。それはどういうことかと言いますと、太陽光パネルによって囲まれた状態になる。そうするとその中に熱気が溜まって、夜になってもそれが冷えない、いわゆる都会のヒートアイランド現象とまったく同じ状態です。これは、アメリカのアリゾナのソーラーパークで行なわれた実験なんですけれども、アメリカの場合、日本のように森林を伐採して太陽光を設置するということはないんです。基本的なランドユース、土地利用ということがかなり厳しく行なわれているので、太陽光を設置するところは砂漠地帯、多少のブッシュ、草はありますけれどもそういった場所です。自然の砂漠のような土地、太陽光を設置した場所、それから建物に囲まれた駐車場、この3ヶ所を1年間に渡って30分毎に気温を計測した結果です。その結果、夜の気温は自然の場所に比べて4℃高く、駐車場に比べても2℃高いという結論になっております。ご興味のある方はネットですぐ検索できますので、わずか6ページほどですから是非読んでみてください。これを見ますと、住民の方は特に昼間という話はおっしゃらないですね。夜が暑いということをおっしゃるので、それと合っているのかなと思いました。

また、景観の悪化ですね、南側とか景観のいい側に太陽光を設置されることによって、眺望や景観が悪くなるということは皆さんおっしゃいます。これは高速から入った所ですけれども、非常に高さが高いです。ここに1軒家があるのでこの家の高さとは比べていただくと、どれほど高いかと言うのは非常によく分かると思うんですけれども、ここははっきり言って不必要な高さだと思ってしまうんですが、これをやったからといって何がいいのかよく分からないんですけれども、そういったパネルが設置されています。この場所は別荘の方が非常に多いんですが、住民の方が言われるのが、あまりにも環境が悪くなったので皆来なくなった。ですから、この場所は今後どうなるのだろうか

と非常に心配されていると思います。

それから、生活環境の悪化と言うことで、先ほどからの話で出ていた所なんですけれども、これはあくまでも裁判することではなくて、こういった環境だということでは是非見ていただきたい。南側がこのようにパネルが迫って設置されています。特に家の真ん前になるほど高さが高くなっています。これの理由はちょっとよく分からないんですけれども、そういったことで真南を見ると太陽光パネルの裏側が見える。東側を見ても太陽光パネル。特に、後退距離というところがあり、ここは赤道ですけれども、15cmほどしか隙間がない。そこまでギリギリに設置されている。お宅からパネルを見た状態ですけれども、最初はなかったのですが、今は環境に配慮したのかウッドフェンスと黒いシートが付けられています。ただ景観としてはかえってよくないのかなと。あまりよくなったと私には感じられないですけど、家を横から見ると、南側に向かって太陽光のパネルが設置されている。そしてこれがどんなふうに設置されているかという、一番青いところが境界、その左側が敷地ですね。そしてウッドフェンスがあり、その右側にパネルがある。かなり差し迫って設置されているというのがよく分かると思います。そして西側に目を振っていただくと、これがまたさらに増設された太陽光パネルです。唯一この西側一ヶ所だけが今空いている状態です。ただここは今後設置する予定になっています。こういう状態というのは別にこの場所の問題だけではないです。どこもそうなるもおかしくない。私の家も三方半くらい全部空き地なんで、これが全部太陽光になってもまったくおかしくない状態なんです。見ていただきたいというのは別に特別なことでも何でもなくて、たまたま裁判を起こされただけであって、誰でもそういうことになり得る今の制度であるということを知っていただきたい。

そして、パネルの飛散という問題があります。今まで北杜市ではそれこそ大規模なパネルの飛散というのは私は伺ってはいません。ただ全国的には非常に深刻な問題です。台風の度に大きな問題になっています。今後について、昨年の3月に電力安全小委員会において、パネルの飛散があまりにも酷いので全国的な基準を作りましょうという話に今なっています。その中でこの間の3月の有識者会議で出された方向性としては、コンクリートの架台以外は認めないことにしましょうと。ただ北杜市の現状を見ていただくと、多分9割以上が単管パイプを刺しただけ。ですから、今後これはパネルの飛散から言えば危ないのでやめましょうというものが設置されているということです。既存不適格について今後どうするかということは、会議の中ではそれについての何らかの方策を採ったほうがいいんじゃないかという意見があるようなんですが、どうなるかは分かっていません。

あと、太陽光パネルを設置したことによって木もなくなりますし、水害の恐れということは先ほども言いましたが、今大きな問題になっているのが、この地区ですけれども、赤い四角はこの時点ではまだパネルができていなかったの、そこにもパネルはできましたということです。で、4軒の家を囲むようにして太陽光パネルが設置されています。ここは低圧の案件が19件集中しています。名前だけ見ると13の事業者があるように見えます。多分合ってると思うんですけれども、なかなか地番と名前がころころ変わるのでよく分からないんですけれども、大体それくらいの事業者が入っていると思います。なので、トータルすれば当然1ha以上になります。ですから、本来だったら林地開発にかからなければいけないと思うんですけれども、これだけ細かく分かれているのでその共同性・同一性の判断と言うのがどういふふうにされたのかというのは私には分かる術もないんですけれども、実際に林地開発にかからなかった。その結果、ここが一番高いんですね。ここからずっと下がっていきます。ですからここが一番低いんですけれども、本当はここからさらに、こっちが谷になっています。ですから素人考えですけれども、水は高いほうから低いほうに流れると思うので、こちらから来た水がこっちに流れるはずなんです。ただ、ここが全部木が切られてしまったのでさらに水が沢山下に流れていく。なおかつこの太陽光が盛土をしたんです。盛土をした結果、ここに全部溜まる状態が生まれてしまった場所です。雨が降る度に毎回ではないですけれども、大量の雨が降った時には必ずこのお家の所に水が溜まります。そうすると、ここは下水ではないので浄化槽に水が全部入り込む状態になります。それで、浄化槽の蓋ギリギリまで水が溜まる。そういった状況が起きるので、このお宅の方は台風が来ると台所やお風呂、トイレが使えない。夜中でもトイレが使えないということはどういう状態かというのを是非皆さん想像してみてください。21世紀の日本とは思えないですね。そんな状態が起こります。そして、草刈りの人件費を抑えるために除草剤を使うということも起こっていますので、それも住民の方の心配の一つです。

これが生活環境の保全に関してです。今まで見てきたことが何故これほどまでに要綱が守られないのか、ガイドラインがこんなに細かく書かれているのに守られないのかということなんですけれども、やはりFIT法という制度が突然始まって、何の資格もなくすべての人が参入することができる制度ができてしまったというのが一つ大きな問題とは思いますが、非常に多くの人、誰でも個人でも全員が発電事業者になれる状況なので、当然事業の経験がないような個人の方が参入している。そうすると、そういった法律のこととかが分からないのかなとは思いますが、ですから、そういった特殊な

産業の業界で要綱やガイドラインでいいのかという部分が非常に私は大きな問題かなと感じます。

私は今までの設置届出帳をすべて開示請求をさせていただいています。それを全部分けますと、市内の方が結構やってらっしゃると思う方も多いんですけども、全体の中で事業者の所在地というのは北杜市内は17%しかありません。その内6.5%は個人、10.5%は法人、83%は市外です。住所は北海道から九州まで、最近北海道が増えてきました。なおかつ海外、外資ということも沢山ございます。ですから、市内の方というのは非常に少ないということを是非理解していただきたいと思います。

例えば、別にこれが良いとか悪いとかそういうことではないんですけども、オランダの非常に大きな投資会社です。この会社のホームページの役員の皆様方です。そのページに北杜市の太陽光、この会社が日本に進出して一番最初にやったのが北杜市のメガソーラー、2メガワットが2ヶ所です。当時は日本の割合というのは非常に少なかったんですけども、それを皮切りに日本に進出して今は日本で第一位となり、このオレンジの所、508メガワット、これが日本の割合です。ここが今度、1,000メガワットまで増やすということを言っています。ですからこういった海外であったり個人であったり、本当に玉石混淆と言っていると思います。私は色々ご相談を受けた時に、事業者の内容を色々調べたりしていますけれども、個人の感想ですが、玉石の「玉」がものすごく少ないと思っています。

そうすると、その人たちが今後どうなるのかというのが次に書かれた発電事業者の責任というところなんですけれども、実際の施設はほとんど100%無人です。無人施設にも関わらず、連絡先等の表示がされていません。ですから何か事故があった時に連絡できない。これは3月31日に義務化されるのでそれ以降どうなるかというのは見てみないと分からないんですけども。そして、ほとんどが投資目的。株のような形でネット上で売買されています。最初の方で見てきた県道側にずらっとある45°の太陽光パネル。ここは認定情報の公開で分かりましたが、当初は金融関係の投資会社が持っていました。良い悪いということではないんですけども、今はパチンコ屋さんになりました。そういったことが普通に起こっています。どちらがいいということをしているのではないですけども、そういうふうに転売されていくということです。この間小淵沢の100件を見たところ、100件のうち20件の持ち主が変わっていました。ですから次々転売されていく。そうすると将来の維持管理や廃棄の問題、そういったものはどうなるのかということが心配されると思います。廃棄の問題について、多くの事業者の説明を聞くと環境省のガイドライン通りにやりますと、さらっとおっしゃるんですけど

も、そうすると多分その方たちは環境省のガイドラインを読んでないのかなと思います。このガイドラインをしっかりと読むと、まだ分からないことが非常に沢山ある。

最後のページには第一版で制度、法的なこと、留意点をまとめましたというふうに書いてあります。文章をよく読むと、みんな「自治体に相談しましょう」と書いてあるんです。最終的には自治体の問題になってくる。これだけ全国、世界中の業者が入っている中で、それが今後どういうふうに維持管理されていくのか。そして、撤去や廃棄の問題は全部北杜市に最終的にくる問題だと思いますし、住民の方の問題です。最後の7番の文章が変なので、「事業者不明でパネルが放置される」というところを直させていただくと、「事業者不明でパネルが放置された借地の場合は、地権者が相続放棄される可能性がある」。これは、空き家等でも相続放棄という問題が結構あると聞いていますが、元々山林、農地であれば、固定資産税が非常に安い。それが太陽光パネルを設置したことによって、事業用地となって固定資産税が非常に高くなるということです。ところが、そこで事業者が逃げてしまってパネルだけが放置され、固定資産税は高いまま、あとはどうしたらいいかわからない。それを相続した人がどうするかというと、やはり相続放棄ということも考えられるのではないかな。これは将来のリスクなのであくまでも推測ですけどもそういった問題もあり得るということです。そして、今まで見てきたようにこれだけ行政指導ということをもまったく無視したような形で、確かに行政指導というのは任意の協力を求めるものです。ですから、必ず従わなければいけないという拘束力はない。だからといって、普通、真っ当な企業は皆従うんです。私は北杜市に来て、初めて行政指導は従わなくていいということを知りました。当たり前のように従うものだと思っていました。そういうことに従わない業者が20年後、本当にきちっと廃棄までするんですか、適正な管理をするんですか。火災の問題というのもあり、やはりパネルが劣化した場合に火災が起きたりと、そういった問題というのはあちこちにあり、文献を見ていただくとすぐ分かるようになっていきます。ただ北杜市の山の中にそういった消火設備は非常に少なく、火災が起こった場合にどういったことが起こるのか、非常に心配されることです。私は個人的に大泉で随分色々な火災に遭いまして、なかなか消火に来てくれない、そして消火に来てくれても水がほとんど出ない、15分経ったら止まった。そういうことを経験しました。たまたまそこは倉庫の屋根に30kWのパネルが設置されていたので、きれいにすべて溶けてなくなりました。そういうこともあります。

(議長) 委員ちょっといいですか。ここで5分ほど休憩をいいですか。

(委員) これでもう終わりますので。大変申し訳ありません、時間がかかって。

それで、行政指導というのでは残念ながら難しいのではないかというこれは私の感想です。成熟した業界であって、業界団体がしっかりしていて業者がそれほど多くない、何百社何千社というようなものであればそれでも効くんでしょうけれども、星の数ほど全国の人が新規参入するような状態ではなかなか難しいだろうと。そしてもう一つ、一番最初に事業計画の段階では説明がされていないということを私のほうで申し上げました。その時に、認定情報はすべて自治体に公開されているわけです。私たちはみなし認定から移行認定に移ったものだけが順次見られる状態ですけれども、自治体としては28年の4月から全部の認定情報は見られるんです。ですから、その段階で本当は事業者に対して、北杜市にはこういう指導要綱があります、県のガイドラインはこうです、ここは立地を避けてくださいと言えば本当はいいんですけども、残念ながらその認定情報の公開というのは法令に基づいて行なう自治体の業務にしか使えないということです。ですから北杜市には景観条例しかないのでも景観条例には使えるんですけども、県のガイドラインも指導要綱も行政指導なので、これを実施するためにはせっかく分かっている認定情報は使えない。ですから法令でなければならぬというのが一つ、私たちが求める項目でもあります。

ちょっと長くなりましたので一応これで終わりたいのですが、ここで最後にある住民の方のツイッターです。「壊された景観は二度と戻らない。政治家、事業者、利用者には通過点のひとつでも、住んでいる人にとってはここが生きる場所。」これが多くの方の思いだと思うので、是非心に刻んでいただきたいと思います。これは私の家のすぐそばの太陽光ですけども、4年前にできました。多分皆さんにとっては過去のことなんです。でも住んでいる人は365日毎日これを見ながら暮らさなければいけない。そういうことを是非忘れないでいただきたいと思います。どうも長い時間有難うございました。

(議長) 有難うございました。それでは5分ほど休憩時間を取り、その後議事を再開したいと思います。なお、窓からご覧になられるように非常に雪も積もっています。16時ちょうどで終わらせられるように議事を進行させてもらいますので、その旨ご承知おきください。それでは休憩します。

【休憩】

(議長) それでは休憩を終了して議事を再開したいと思います。先ほど市民委員の皆様からスライド、スクリーン等で説明していただきました。16時ちょうどで会議を終了とさせていただきたいので、それまでの間、先ほどのスクリーン及び説明に関して意見交換を行ないたいと思いますのでご意見のある方は

挙手をお願いしたいと思います。

(委員) ただ今説明が市民代表の委員からありましたけれども、このまとめた資料、問題点や課題を的確に指摘していると思います。特に今指導要綱5条の別表で8項目、市民との合意形成とか見え隠しをすとか圧迫感がないようにすとか、色々ありますけれども、特に私が12月26日に8ヶ所見て感じたことは、要は設置場所について事前に住民に説明会が開催されていない。これが現状です。多分、経済産業省が12月28日に最近発表した件数が山梨県で5,300件。うち1,700件が北杜市に、そんなに違わないと思いますがその辺はまた事務局で次回、確認の意味で発表していただきたいと思います。今現実には事後報告がほとんどであり、設置箇所の行政区や住民に事前に説明がされていないケースが多い。また、標識が設置してなくて事故等が起きた場合には連絡し対応することができない。ですから、住民への事前説明会を開催し、立地場所については事前に合意形成を図ることが必要であり、これが今度のFIT法の改正で、事業者は事前に立地場所をより明確にする、事前に住民との合意形成を図ることが必要ということであります。FIT法の改正の主旨は地域との共生を図る。説明責任があると思います。北杜市は自然環境が大変素晴らしいところであります。自然環境や景観、眺望を阻害する。私は「破壊」という言葉を議会の質問でもしましたけど、そのような状態に私は思います。ですから、8つの事業箇所を現地視察したところ、道路や周囲からは丸見え。垣根や植栽などの目隠しをしない。これは私はかなり原因があると思います。圧迫感があるということです。もう一つが、災害の防止など安全対策がされていない。これは、今県の林地開発許可で10,000㎡以上の山林については条件があるんです。それについては、緑地を2割以上とか、災害対策をしっかりと水防法により水の被害がないようにし、また、水源の涵養とか4つの規定があるんですが、せっかく要綱を作っても、普段は8割の方が遵守すると思うんですよ。先ほど説明があったように、83%が市外の業者、市内においても適格な業者はいっぱいいます。一部の県外業者の設置箇所が酷い所が多いということですね。指導する側としても、指導要綱でFIT法の改正で8項目が努力義務として掲載して事業者を指導するようになっていますが、形骸化されている。職員も努力はしていると思うんですが、まったく守られていないのが原状だと思います。そうした意味で、何が必要か。やはりルール作り。要綱でなくて、法的拘束力があつたことを研究すべきだと私は思います。以上です。

(委員) 私も市内で生活している中で毎日のように太陽光発電を見かける中で、今日市民委員の方々のプレゼンの中で伝えていただいた内容について、その通りだなというふうに思っています。その上で何を執行していくかということ

考えていかなければいけないとは思いますが、単純な質問なのですが、我々は基本的に市内在住で太陽光を見ている関係ではあるのですが、学識経験者の委員は今日のプレゼンと前回の視察を経てどのような思いを抱いているのかというのをちょっと聞きたいなと思うのですが。

(議長) よろしいでしょうか。

(委員) 視察をさせていただきまして、法律は守っているのだけれども住民との共生に非常に問題があるという案件の実態について知ることができて、大変参考になりました。それから、本日委員からお話いただいた内容について、非常に参考になるところなのですけれども、お求めになった一つの目的としては、北杜市にもっと指導要綱や景観条例、例えば山梨県の適正ガイドラインに沿った形で具体的にやってもらいたいというのも一つお話された目的でいらっしゃるのでしょうか。ちょっとこれが私自身もお聞きしたいと感じていたことです。それから廃棄についてなのですが、ちょうど私、国の再生可能エネルギー関連の審議会の委員も務めておまして、今週の水曜日の午前中に廃棄の問題についても論点になっております。これについては、国としての考え方や視点を明確に出していくということで論点となっていることをお伝えしたいと思います。私も、太陽光発電は地球温暖化対策としてクリーンエネルギーということで導入拡大を地域との共生を図りながら進めていきたいと思っていたのですが、北杜市ですとか一部のエリアで、住民の反対、そして事業者の方が住民説明会を行わないなどの実態を知って、非常に残念に思っているところです。ですから、ちょうど国の審議会の再エネ関係の大導入時代における委員会ですので、その中でも地域との共生ですとか住民合意をきちんと図る必要性については私もちょっと発言をしなければいけないなと思った次第です。そういう意味では、住民がもしそういう立場だったら、ここに住んでいる立場だったらということを考えながら、色々お話を伺っているところです。以上です。

(議長) 最初の部分について、委員。

(委員) 先ほどの委員のご質問にお答えします。これは私がまず、すべての問題を洗い出す。それがスタートラインだというふうに思いまして、市民として今の太陽光の設置状況でどういった問題に直面しているか。それから、どういった不安があるということをまずすべて洗い出して、その中でできることできないこと、もしくは国や県に対してお願いすること、そういったことを今後話していただきたいということも目的です。例えばこの要綱に並んでいないからといって、要綱に加えてくださいとか、ガイドラインにあるもので要綱にないものは要綱に入れてくださいとか、そういうことを目的にしているわけではないです。実際にこういった記述がありますということを整理して

いく感じですが。現実に要綱やガイドラインに沢山あったからといって、正直言って、私はガイドラインは絵に描いた餅になっていると思います。実際設置されているのが森林などの慎重な検討を要するエリア、地域森林計画民有林いわゆる5条森林といわれるところばかりです。先ほど見ていた慎重な検討を要するエリアばかり設置されているので、ここに入れるということではなくて、こういった条項があっても設置がされていますよということを明確にしたかったということです。

(議長)

よろしいですか。どうぞ。

(委員)

今日も時間が限られているので、色々な意見もあるでしょうし、小題に関して個別の指摘もあるかと思えます。ただ、これからどうするんだということは今日中に決めておいて、特に、前回の視察と今日に関しましては、法律関係の有識者が来られておりません。遠方の方を中心に日程を決めてやっているわけですから、委員も雪の中いらっしゃって、今日も無事にお帰りいただくためにも、また次回のためにも是非日程を決めてもらいたいと思えます。一つ事務局に質問なんですけど、これからの進め方で問題になってくるのは、最初に3つの問題点がありましたが、先ほどの映像の中でもありましたけれども、委員の所を外したという時に、事務局の説明は避けてほしいとか何かあってはいけないということではなくて、市の顧問弁護士のアドバイスによってこれは避けるという判断をしました、ということが、公開ではありませんでしたが我々と委員長との話の中であった。正式ではありませんが、記録しております。そういう意味ではちゃんと委員にこの委員会ではどう判断するのか今日聞きたかったし、前回もそれを聞くことにしようねということは聞いていたはずなんです。今日いらっしゃいませんで次回聞きたいと思えます。委員の発言の中にも業者は法律を守っているというご発言がありましたけれども、法律的には無意識に破っているかどうかというのは法律上の問題ですから、その辺を含めて法律的な見解も聞いておきたいというふうに考えております。是非今日の説明を記憶の中にある範囲の短い期間の内に次回設定して進めていきたいと思えますし、市議会も始まりますから、それまでに何回やっていけるのかということを決めていただきたいと思えます。

(議長)

ただ今委員から意見がありました。今日説明してもらった時間が短いものですから、次回この続きをやっていった方がいいかなというふうに私も思います。それでは早速、時間がないんですけど次回の日程を事務局にお願いしたいと思えますが、それについてお願いします。

(事務局)

時期についてできるだけ早くしたいとは思っているんですけども、2月下旬から平成30年の第1回の市議会が開催されます。まだ日程が出てないの

で、ここに議員さんがおられますので、なかなか今日いつできますということはいづらいます。当然日程は明らかでないということもございますのでそんなに延ばすつもりはないですが、どうしても3月定例議会がございまして、その日程は事務局としても決めることができないので、また正副委員長と相談をする中で調整を行い、できるだけ早く開催できるように努めたいという気持ちです。現状ではそんなことしか言えません。以上です。

(委員) 先ほど委員長から次回の委員会ではこの質問を続けるとおっしゃったのですが、それは当然必要なことだと思うのですが、もう少し踏み込んで次回の委員会で何を議論するかというのを私としては提案したいと思うのですが、今日委員の説明によってここにおいでの方、すべてとは申しませんが、ほとんどの方はこのままの現状でいいとは思っていないというふうには感じています。この委員会として、現状を変えるためにはどうしたらいいかという議論に踏み込んでいくべきだと思うんですね。そのやり方として私が申し上げたいのは、せつかく委員がこの資料を作ってこられまして、問題となる項目も明確にされています。ですから、具体的に各項目別に今後何ができるかというのを項目順に追ってきちんとした議論をしていくという中で打開策が見えてくるんじゃないかと思うので、そういうことで、この項目にしたがって皆さんどういうふうに対応すべきかという議論を今後していきたいとお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

(議長) ただ今意見が出ましたが。

(委員) 確かに前に進めることは必要かと思いますが、前回の現地視察とまた今回の委員の映像の説明で大分理解を深められました。これを元にまた我々も日々個人的に現地視察をしていけば段々理解が深まると思います。また、ここで問題点と指導要綱、条例等に対して精査してきましたので、これらを参考にして再度現状が確認できるのかなと思います。そこで、この問題というかこの話というのは再生可能エネルギーを震災によって国が推進するというところでスタートを切ったわけです。これは誰もが反対をせず、それはいいんだけどでも現実に地域に戻ってくると色々なことがあるよという部分で我々が苦勞をしているわけです。そこで、国もFIT法を改正するとか、また昨年9月30日再認可申請なんかを扱っておりますので、そういうある程度現状を欠いた中での改正を逐次しているのかなという感じがします。そこで、やはり我々としては国がこれについてどういう考えを持っているのか。再生可能エネルギーについてもそうだし、これからについてどう思っているのか。特に一番気になるのは、5,000件とか5,000件以上とかというお話があるのですが、それなら今回9月末にFIT法の改正による再認可申請によってどんな数字になったのか。これらも知られる範囲で知りたいという気は

しますので、まず議論を深める前に一つ国の考え方、特に業者としても色々一般的な市民の目線からすると課題、問題があるとしても、法律には違反していませんよと言っているわけです。それも事実かもしれませんが。そういう点も踏まえた中で、一度国の考え方を聞く機会、また国に質問する機会を持っていただけないかなと思うのですが、これはまた次回、議会の後でも結構ですが、できるだけ早い段階でお願いします。

(議長) それでは、先ほどの委員から意見がありました。資料に基づいての議題に沿って進行していく。それと、国の関係者を呼んでお話を聞くということもその次というような流れでどうかということがございましたがよろしいですか。

(委員) 今のお二人の考え方ですけれども、どちらもよいと思います。今日の私の説明は非常に表面的にさらっと、まずすべてを出すということで説明をさせていただきました。とても深彫りしているとは自分でも思っていません。それぞれに当然、市の事務局の方はすべてにご指導されているわけで、それなりのご意見もおありでしょうし、色々な別のお考えもあるでしょう。そういったことを私としては一つ一つもっと議論を深めていただいて、その中で国のできることと県のできること、県のできることはあまり多くはないかもしれませんが、自治体のできることははっきり分かれています。私から見ればこれは地域に根差して、全国统一でできないことははっきりとしているんですけれども、それを皆さんで議論してその中で本当に国にしかできないことももちろんいっぱいあります。制度上の問題もあります。そこを一つ一つ議論していく中で整理して、「これはもう北杜市ではどうにもならない」と。それに関しては国の考え方を聞く。もしくは国に意見書を出すなり要望するというのを、整理をしてからやるのはいいのではないかなというふうに私は思います。

(議長) それは先ほどの委員の質問を受けて関係者を呼ぶということについてですか。

(委員) そうです。

(議長) そうすると、委員からご意見がありましたように時間もございませんので、資料に基づく議案ということで次回は行なうということでよろしいですか。

(委員) 一つだけいいですか。せっかく前回現地を見ました。検討委員の皆さんの客観的な感想をお話しいただきたいと思います。見た感想を皆さんに一言ずつ言っていたきたい。

(議長) そうすると、今日を引き継いだ中でその議題に入っていくということですね。

(委員) はい。

(委員) 委員のおっしゃったこともよく分かります。しかしながら我々が勉強不足かもしれませんが、やはり基本的な国の考え方を聞きたい。まず現地を見た、北杜市の条例も確認できた、そうすると、あとは国の方針をということですよ。

1回で終わらなくてもいいわけですが、まず基本的な事項を聞いて、国の情報を持った中で議論をした方が、議論が空回りしないかなと思いますので、そこは早い段階で時間をとっていただいて、そしてまたそれを踏まえて議論をする中で、必要があればまた国を呼んだり、県もありますので、まず議論の前にそれをお聞きしたいと思います。

(議長) 次回に関係先を呼ぶということですか。

(委員) そうです。要するに認可をしている側ですね。どういう考えでこれを推進しているのか、そういう基本的なことを是非知る機会を持っていただきたい。

(議長) 先にある程度知りたいということです。なるべく早めにすみません、雪の事情もありますので。

(委員) 委員のご発言も分かります。その上で、この件の問題は4、5年に渡る長い間、市民や市議会の中でも議論をしてきた経緯の問題です。したがって、今の時点で国から説明を求めるといいのですが、現在の北杜市を見つめると、議論を急いだ方がいいと思います。結論は少し時間がかかるとは思いますが、3月議会のことを考えれば、今1月の下旬ですから、2月に1度、あるいは2度やる過程の中で、国のことを考えていただきたいと思えます。急いだ方がいいというふうに思っています。

(議長) 説明ということですか、それともまず何かを知りたい部分があるというふうに聞こえましたがそうじゃないですか。いいですか。

(委員) 要するに、委員の話がありましたが、国のすべきこと、国にしかできないこと、市でしかできないことももちろんあります。しかしながら、皆さんからもっと自分たちで勉強をしろと言われるかもしれませんけれども、そうではなくてやはり議論をするには色々な基本的な情報を掌握して議論していく方が、効率的な議論ができるのかなと思います。元々国の経済産業省資源エネルギー庁が認可をしているわけですから、そこからスタートして今末端にきて、色々な課題があるわけですから、それらについてFIT法の改正をするとかという動きもありますし、そういう中で今回特に私が気になっているのは、やはり今回の件数が相当多いということは大きな課題になっておりますので、それらに対して、9月30日の段階で、大分過ぎていますから、それらを例えば極端に言えば3,500件あったのが、1,000件、2,000件に減っていればそこは状況が変わってくるわけです。それが果たして国は説明できるのか分かりませんが、そんなことも知りたい。そして当然、国がまったくこういう実態を知らないわけがありませんから、それらについて国の考えを今の段階でそれは説明ができると思いますので、そういうことをやはり踏まえた上で議論していく方がよろしいのではないかと私は思います。

(議長) つまり、現地を視察して共有したので今回は市民側の説明を聞いたので、次

は専門的な機関の話聞いて、考え合わせた上で進行していった方がよろしいということでしょうか。

(委員) そういことです。

(委員) 国の方を呼ぶことに反対しているわけではないです。順番の問題です。今件数のこととおっしゃっていますけども、私もそれを調べているんですが、今12月末の発表で、11月30日の時点で、確か1,730数件だったと思います。ですから、まだまだごく一部しか分かっていません。そして最終的に分かるのは、北杜市の場合容量がいっぱいになっていますので、これから1年7ヶ月かけて送電線の張替え工事を行ないます。これは私が先週の金曜日に東京電力に確認しました。平成31年の7月に工事が終了する予定です。そこからでないと連結ができない。そしてその電源接続案件募集プロセスというのですが、これが成立したのが10月10日です。ですから、10月10日から6ヶ月以内に、6月10日に接続契約します。そしてそこから6ヶ月以内に、今年の10月10日までに事業計画の提出をします。それが出ないとトータルの件数はまったく分からないです。ですから、今呼んでいただいても分からないというお答えしか残念ながらできないはずなんです。その内容を考えると、今の時点で呼んでもどうかなと思うことと、地方分権改革ということで、国と県と自治体というのは対等になったわけです。その中で一番地方自治体が自分たちでできることというのは、地域の住民に対する福祉であり、それは皆さんよくお分かりのことだと思うんですけども、その中で立地の問題、景観の問題というのはこれが地域の皆さんが考えるべき一番の問題なわけです。それは国の命令の下にやることでも何でもありません。ですからそれをまず考えていって、当然電気事業法に関わることであるとか、50kW未満は電気事業法の適用外をやめてくれと、これは国のやることです。その点については私たちも国に要望を実際出しているわけですが、建築基準法上の工作物から除外する、これは国のやったことです。ただそれ以外、今お話しした項目はすべて自治体で考えなければいけないことです。整理してから呼んだ方がいいのではないかと。あの方たちも今本当に忙しく、毎日徹夜で移行認定に遷しているわけです。ですから、その中でより意味のある議論をするためには私たちがきちんと整理をして、私も国の方とはしょっちゅうお話をしているので分かりますが、それから話すことが必要です。是非色々な要望を委員会としても知っていただきたいというふうに思っています。ただ時期の問題としては、今の段階で次に呼ぶというのは、分からないですという返事になってしまうのが目に見えているので、失礼ながら申し上げました。

【松本委員交通事情により退室】

- (議長) よろしいですか。それでは時間も過ぎて委員の方で交通の事情上ご退席なされた方もいらっしゃると思います。次回は、先ほど委員からもありましたが、市民委員の説明に基づく意見交換をして先ほどからの話の流れということも、この場において話をした方がいいかなと思います。それを議案ということにさせていただきたいと思います。
- (委員) 会議の案内について、課題の中身を具体的に、今みたいに例えば報告について議論したいと書いてくれれば、勉強することが違ってくるので、あくせくと来るんじゃないかと、案内にそういうことを具体的に書いていただけたらいいと思います。
- (議長) 会議の冒頭で指摘された事項もあります。また二度と同じことを繰り返さないために、用意する資料についてはどのような方法をもって決定した方がよろしいか、それだけ最後に皆様にご意見を伺いたいと思います。よろしいですか。また、どのような方法をとということですが、議案については引き続き市民委員の皆様がお話された内容について議論を行なうということになりますので、その資料を使った方がいいのか、再度事務局とすり合わせをするということになりますと、先ほどの冒頭の話もあると思いますので、どのような方法がよろしいでしょうか。
- (委員) 私としては今回用意させていただいた資料を使って、一つ一つ項目別に問題を議論して対応策を話し合うということがよろしいのではないかと思います。
- (議長) という意見でございますが、よろしいですか。
- (一同) 異議なし。
- (議長) それでは次回につきましては本日のテーマでございました、スクリーン等の説明に基づいた話の続きの意見交換をするということで、資料については委員に作成していただいた資料に基づき行なっていくと、それと、委員から指摘がありましたように、議案の中に細目をつけて皆様には開催通知をお送りするということにいたします。よろしいですか。
- (事務局) すみません、ちょっと一つだけ。事務方よりですが、この資料をお使いさせていただくということで、このフォーマットをメモができるようにいじってもよろしいでしょうか。
- (委員) はい。
- (事務局) その点だけ確認させていただければ結構です。有難うございました。
- (議長) それでは、慎重に審議いただき有難うございました。以上を持ちまして審議は終わらせていただきます。どうもご協力有難うございました。

9 閉会

会議終了 午後4時17分